

(別添)

平成19年10月29日

ゆうちょ銀行の運用対象の拡大に関する郵政民営化委員会の
調査審議に対する意見

社団法人 全国地方銀行協会

1. 基本認識

ゆうちょ銀行に政府の間接出資が残るなど他の民間金融機関との公正な競争条件が確保されない段階においては、ゆうちょ銀行の業務拡大は民業圧迫に他ならず、リスク分散や収益源の多様化といったゆうちょ銀行の都合だけで「なし崩しの」に新規業務を拡大していくことがあってはならない。

今回認可申請のあった運用対象の拡大については、地銀界が主張してきた「機関投資家」型のビジネスモデル（国際分散投資を含む多様な市場性商品への資金運用に特化した金融機関）をゆうちょ銀行が採用することを前提に、そのために必要な限度においてのみ容認されるべきものである。

2. 郵政民営化委員会の意見に盛り込むべき事項

上記1. の基本認識に基づき、郵政民営化委員会には、今回の運用対象の拡大を内容とする新規業務の認可申請に関し、次の点について意見具申するよう強く要望する。

(1) 経営規模の縮小

ゆうちょ銀行は一民間金融機関として合理的な規模にまで速やかに縮小を図ることが不可欠である。肥大化した規模の縮小は、ゆうちょ銀行の経営の健全性確保、民間金融市場への円滑な融合の観点から必須であり、その必要性は郵政民営化委員会が平成18年12月に公表した「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」においても指摘されているところである。

(2) 「機関投資家」型のビジネスモデルの標榜

ゆうちょ銀行は、民業圧迫を回避しつつ円滑に民間市場への融合を進める観点から、今の時点で「機関投資家」型のビジネスモデルを目指すことを明確に標榜すべきである。こうした方向性こそがバランスシートを改善

しつつ規模縮小を図るべきとする郵政民営化委員会の基本認識に合致する最も現実的な方策である。

(3) 業務内容の制限

ゆうちょ銀行が上述のように「機関投資家」型のビジネスモデルを志向することを前提としたうえで、ゆうちょ銀行の業務範囲は、「機関投資家」としての業務の趣旨に即したものに限定すべきである。特に、シンジケートローンおよびSPC向け貸付は融資業務そのものであり、金銭債権の取得およびデリバティブ取引についても、クレジット資産等の保有を通じて融資業務の迂回行為につながりかねない。このため、シンジケートローンおよびSPC向け貸付については引き続き禁止するとともに、①金銭債権の取得については、例えば他の金融機関の融資業務により発生する債権や売掛債権等の取得を禁じること、②デリバティブ取引については、自行のポートフォリオのリスクヘッジを目的としたものに限定することなど、一定の制限を課すべきである。

3. 郵政民営化委員会における意見取りまとめの前提条件

ゆうちょ銀行の運用対象の拡大は、そのための態勢整備が十分に図られていることが必須条件となる。郵政民営化委員会の意見取りまとめは、まずもって金融庁において他の金融機関と同様の厳正な監督・検査を通じてゆうちょ銀行の態勢の検証や必要な是正措置等を行い、その結果を十分に踏まえたうえで適切になされるべきである。

また、ゆうちょ銀行は「資金運用をするにあたっては、市場に不測の混乱を与えないよう、マーケットとの良好な対話を実施」するとしているが、その実効性が担保されなければ、市場の混乱を招き、ひいては金融システムの安定に重大な影響を与えかねない。郵政民営化委員会の意見の取りまとめに当たっては、ゆうちょ銀行に対して適時適切な情報開示を含めたマーケットとの良好な対話の具体策を明らかにさせ、その実効性を十分に検証することが必要である。

以 上